

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行、平成12年12月に基本法に基づく国の計画として初めての男女共同参画基本計画が策定され、改定を重ねながら、様々な取組が進められてきました。

本県においても、この法律等の趣旨を踏まえ、平成14年3月に「みやざき男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成15年3月には「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。

その後、「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」（平成19年3月策定）及び「第2次みやざき男女共同参画プラン」（平成24年3月策定）を経て、平成29年3月に、「第3次みやざき男女共同参画プラン」を策定しました。

第3次プランでは、平成27年9月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の都道府県推進計画にも位置付け、女性活躍に係る施策の推進もあわせて進めてきました。

しかしながら、本県の現状を見ると、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、また、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況にあります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に女性に厳しさを増している雇用環境や家庭と仕事の両立の問題など男女共同参画に関する課題が浮き彫りとなり、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

「第4次みやざき男女共同参画プラン」は、このような状況やこれまでの取組の成果を踏まえ、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、現行の第3次プランの見直しを図るものです。

2 計画の性格及び役割

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づく「都道府県計画」として定める法定計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。
- (2) 「宮崎県男女共同参画推進条例」（平成15年3月12日公布）の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第1項に基づく本県における推進計画として位置付けます。
推進計画の該当部分：施策の柱Ⅰ
- (4) 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (5) 宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けられています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 行政、企業や団体、県民の役割

(1) 行政の役割

県は、各部局が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を総合的に推進します。

住民の生活に最も密接な関係にある市町村においても、国や県の計画を勘案して地域の実情や特性に応じた市町村男女共同参画計画を策定・改定し、その計画に基づいて施策を推進していく必要があります。

(2) 企業や団体に期待される役割

企業や団体においては、女性を始め多様な人材の能力を十分生かせるよう、働き方を柔軟に工夫したり、働きやすい環境を整えるなど、より良い雇用・就業環境づくりに努めることや、出産・育児・介護で離職することなく、働き続けることができる職場環境づくりを推進することなど、働く場における男女共同参画推進に取り組むことが求められています。

(3) 県民に期待される役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を理解し、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場面において男女共同参画の推進に取り組むことが求められています。